

## 個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者生年月日、患者ID、診療情報

### 2 事案の経過

#### ○令和6年8月16日（金）

- ・主治医は、紹介元の医療機関から患者の診療情報を入手すべく、入院中の患者から医療機関Xの名称を聞き出して電子カルテにて検索したところ、検索結果にあった類似の医療機関Yを紹介元と誤認し、地域クラーク（非常勤職員）に対して医療機関Yを患者の電子カルテに登録するよう依頼し、地域クラークはこれを電子カルテに登録した。
- ・事務を引き継いだ事務職（非常勤職員）は、ファックスにて書類を送付する前に医療機関Yに架電し、患者の名前と生年月日を伝え、診療情報を提供してほしい旨を伝えたところ、了解の返答をもらったので、医療機関Yに改めてファックスと郵送にて書類を送付した。
- ・医療機関Yから架電にて、ファックスで依頼があった患者の受診歴がないと連絡があったので、事務職はその旨を主治医に伝えようとしたが、その日は主治医が不在であったため、連絡できなかった。

#### ○8月19日（月）

- ・事務職が主治医に、医療機関Yから患者の受診歴がないと連絡があったことを伝えると、主治医は、患者にもう一度、紹介元の医療機関を確認すると返答した。

#### ○8月21日（水）

- ・医療機関Yから架電にて、受診歴がない患者の書類が封書にて届いたと連絡があり、誤送付が発覚した。対応した地域連携室の看護師は謝罪するとともに、ファックスと封書の書類を破棄するように依頼し、破棄されたことを確認した。

#### ○8月22日（木）

- ・主治医は、入院中の患者に本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。
- ・退院調整の看護師は、本来送付すべき医療機関Xへ書類を送付した。

### 3 誤送付の原因

- ・主治医が、類似の医療機関Yを紹介元の医療機関と誤認し、地域クラークに対して、本来医療機関Xと登録すべきところ、医療機関Yを患者の電子カルテに登録するよう依頼したため。

### 4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・患者から紹介元の医療機関を聞き取る際は、名称のみならず所在地などの複数の情報により確認すること。
- ・電子カルテで医療機関名を検索する際は、名称だけでなく所在地などの複数情報を確認し、類似の医療機関を誤認しないよう、細心の注意を払うこと。

以 上